

# 令和6年度 太陽光発電設備普及事業者登録制度支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 プロポーザルに付する事項

### (1) 件名

令和6年度 太陽光発電設備普及事業者登録制度支援業務委託

### (2) 履行場所

川崎市内 他

### (3) 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

### (4) 業務概要

#### ア 業務目的

本市は、2050年の脱炭素社会実現に向けて、本市において最も導入ポテンシャルのある建築物への太陽光発電設備の普及促進に向けた取組を推進している。

太陽光発電設備普及事業者登録制度（以下、「登録制度という。」）は、太陽光発電設備に関する知見等の要件を満たす事業者を登録事業者とし、その登録事業者の情報を市民等に向けて本市が発信することで、太陽光発電設備の導入促進を進めていく。

本業務では、事業者を登録制度に登録するに当たり、研修や登録事務を委託することを目的とする。

#### イ 業務概要

(ア) 研修コンテンツの更新

(イ) 研修事務局の運営

(ウ) 登録事業者への研修の実施

#### ウ 委託金額の上限

総額 4,537,280 円（消費税相当額含む）

## 2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 評価委員会実施時（令和6年3月）に、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務 その他（99-99）」に登録されていること。または、欠格要件に該当しないもの。（表1参照）

ただし、2(3)の「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他業務 その他（99-99）」」に登録されていない応募者は、応募書類提出時において、表2の書類をすべて提出することで、プロポーザル参加資格を満たすものとします。

表1 欠格要件

項	要件	確認方法
(ア)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(イ)	川崎市暴力団排除条例第2条(1)(2)(3)(5)に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める
(ウ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	
(エ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	納税証明書の提出を求める
(オ)	宗教活動や政治活動を目的とする者	本公募への誓約書の提出を求める
(カ)	民間金融機関及び公的金融機関	
(キ)	他、国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けている者	

表2 参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	発行3か月以内のみ有効
2	誓約書	「様式4」を参照
3	納税証明書・国税（写し可）	「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出すること。
4	納税証明書・川崎市税（写し可）（※1・2） <b>本市内事業者及び準市内事業者（※3）のみ提出が必要となります。</b>  （ア）（川崎市）法人市民税納税証明書 直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。 （イ）（川崎市）固定資産税（償却資産を含む）納税証明書 令和3年度及び4年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。 （固定資産及び償却資産がない場合は、提出不要）	※1 完納していることが条件なので、領収書などは不可。 ※2 法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたものの写し）でも可とします。 ※3 市内業者、準市内業者及び市外業者の区分は次のとおりです。 市内業者……本店が川崎市にある事業者 準市内業者…支店が川崎市にある事業者 市外業者……「市内業者」「準市内業者」以外の事業者

### 3 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	月日
募集開始	2月22日（木）
参加意向申出書の提出期限	2月29日（木）午後5時 <b>必着</b>
参加資格確認結果の通知	3月 1日（金）
質問書の提出期限	3月 5日（火）午後3時 <b>必着</b>
質問回答	3月 7日（木）
企画提案書の提出期限	3月14日（木）午後3時 <b>必着</b>
評価委員会の開催	3月18日（月）
契約締結	4月 1日（月）

### 4 実施事務手順

#### （1）参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）及び類似業務の契約実績を証する書類を提出してください。

##### ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 21階  
担当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 飛田、古屋  
時間：午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）  
電話：044-200-2508（直通）  
FAX：044-200-3921  
電子メール：30dtanso@city.kawasaki.jp

参加意向申出書（様式1）は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です。なお、類似業務の契約実績を証する書類については、様式の定めはありません。

##### イ 配布期間

令和6年2月22日（木）～令和6年2月29日（木）

##### ウ 提出方法

電子メール、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

※電子メールで提出する場合は、件名を「【参加意向申出書】令和6年度 太陽光発電設備普及事業者登録制度支援業務委託」としてください。

##### エ 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時

ただし、郵送の場合は令和6年2月29日（木）午後5時**必着**とします。

※令和6年2月29日（木）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

## （2）提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和6年3月1日（金）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4（1）ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

## （3）質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

### ア 質問方法

質問書（様式2）を電子メールまたは持参にて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、上記「4（1）ア」に記載のとおりです。

※電子メールで提出する場合は、件名を「【質問書】令和6年度 太陽光発電設備普及事業者登録制度支援業務委託」としてください。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

### イ 受付期間

令和6年2月22日（木）～令和6年3月5日（火）午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

### ウ 回答方法

令和6年3月7日（木）までに、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4（1）ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

## （4）企画提案書等の提出

企画提案書、見積書、業務実績及び担当者の経験等を示す書類を次のとおり PDF形式で提出してください。

### ア 提出書類

#### （ア）企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズ横型で、10枚以内（表紙は含まず）とする。
- ・企画提案内容として、次の事項について記載すること。
  - ・当該事業に対する企画提案者の考え方、取組の基本姿勢及び基本方針
  - ・研修事務局の運営
  - ・事業スケジュール
  - ・業務全般の実施体制
  - ・その他提案者が必要と認める事項
- ・正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

#### （イ）見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・大きさはA4サイズで、枚数は任意とする。
- ・正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

#### (ウ) 業務実績及び担当者の経験等を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズ横型で、枚数は任意とする。
- ・正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

#### イ 提出方法

電子メール、市の指定するオンラインストレージサービス又は上記書類データを格納したCD-Rを持参（窓口は上記「4（1）ア」参照）若しくは郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）。

※電子メールで提出する場合は、件名を「【企画提案書等】令和6年度 太陽光発電設備普及事業者登録制度支援業務委託」としてください。

#### ウ 提出期限

令和6年3月14日（木）午後3時

ただし、郵送の場合は令和6年3月14日（木）午後3時**必着**とします。

※令和6年3月14日（木）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

#### (5) 評価委員会の開催

令和6年度「太陽光発電設備普及事業者登録制度支援業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間10分間でプレゼンテーションを行っていただき、その後10分間の質疑を行います。

なお、評価委員会はウェブ会議システムを活用したものとします。

#### ア 開催日時・場所

開催日時 令和6年3月18日（月）の発注者が指定する時間

各社の開始時刻や、ウェブアカウントは、決定次第通知します。

## イ 評価項目・配点

評価項目	評価の着眼点	配点
1 目的の理解		
①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか。	5
②太陽光発電設備等の知見	太陽光発電設備や環境施策の知見を有しているか。	5
2 研修事務局の運営		
③研修内容	本業務の目的に沿いつつ、建築物への設備設置やそのメンテナンスなど、研修を受講者した者が将来的に太陽光発電設備の設置等の事業に結び付けられるような提案がされているか。 太陽光発電設備の設置等の事業の実績が少ない事業者への支援の視点を含めた提案がされているか。	10
④研修受講の促進策	研修の受講がしやすいような工夫した提案されているか。	5
⑤問い合わせ対応	受講希望者からの問い合わせに遅滞なく対応できる提案であるか。	5
3 実施体制等		
⑥事業スケジュール	事業スケジュールが具体的であり、適切か。	5
⑦専門的知識・人員配置	本業務の遂行にあたり専門的な知見等を有しており、安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか	5
⑧提案内容と見積額の整合性	次の評価基準により、評価を行う。 【評価基準】 委託金額の上限と比較し、見積額が 95%以上 ⇒ 3点 90%以上95%未満 ⇒ 4点 90%未満 ⇒ 5点	5

絶対評価による客観的採点を行います。

### ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。

なお、同点の企画提案が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定します。

### エ 注意事項

(ア) ウェブ会議システムは Zoom を使用し、事務局がホストになります。

(イ) やむを得ず開催方法を変更する場合は、別途連絡します。

### (6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4 (1) ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

### (7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金については、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以

外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

## 5 その他

### (1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### (2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届(様式3)を令和6年3月15日(金)午後3時までに上記「4(1)ア」に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)してください。

ただし、郵送の場合は令和6年3月15日(金)午後3時**必着**とします。

### (3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

### (4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

### (5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

### (6) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

オ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

## 6 各種書類提出先・問い合わせ先

担 当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 飛田、古屋

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

電 話：044-200-2508

F A X：044-200-3921

メール：30dtanso@city.kawasaki.jp